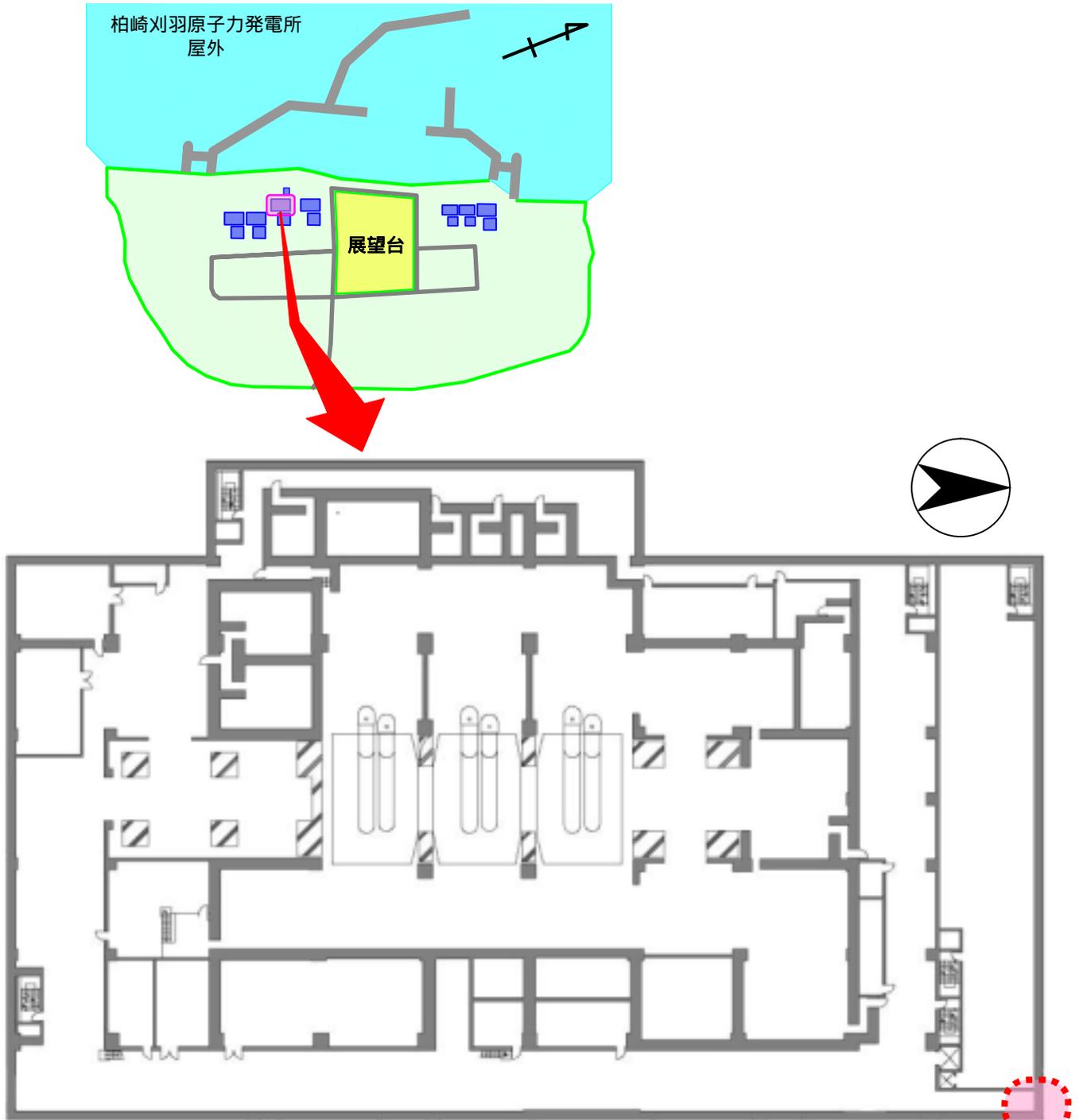


区分：

号機	3号機	
件名	タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>2015 年 12 月 22 日午後 11 時頃、停止中の 3 号機タービン建屋地下 1 階（管理区域）において、パトロール中の当直員（当社社員）が、タービン建屋とサービス建屋の連絡通路にある扉を閉じた際に右手薬指を挟み負傷しました。</p> <p>このため、救急車にて病院へ搬送しました。</p> <p>なお、当該当直員に意識はあり、身体に放射性物質の付着はありませんでした。</p>	
安全上の重要度 / 損傷の程度	< 安全上の重要度 > 安全上重要な機器等 / <u>その他</u>	< 損傷の程度 > 法令報告要 法令報告不要 調査・検討中
対応状況	<p>診察を受けた結果、右手薬指の指先の骨折と診断されております。</p> <p>同様の災害が発生しないよう今回の事例について関係者へ注意喚起を図るとともに、当該扉については、注意喚起としてドアの縁にトラテープを貼るとともに写真を追加標示しました。</p>	

3号機 タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について



発生場所
(サービス建屋との連絡通路)

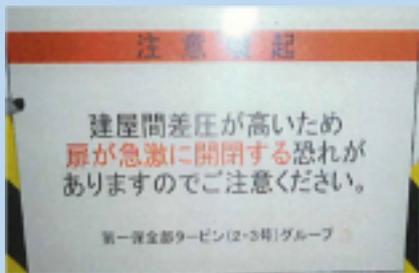
3号機 タービン建屋(管理区域)におけるけが人の発生に伴う対策について

対策①
挟まれ危険部分
(ドアの縁)にトラテープを追加

対策前



対策後



これまでの注意喚起表示

挟まれ注意



対策②
「挟まれ注意」の注意喚起標示を追加